

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">前払輸入保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年1月30日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">前払輸入保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008 沿革 (略)</p>	
<p>(てん補危険)</p> <p>第2条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者が、この証券記載の前払輸入契約（以下「前払輸入契約」という。）に基づいて輸入貨物を輸入することができなくなり、かつ、当該前払輸入契約に基づいて当該輸入貨物の船積期日前に支払った代金又は賃借料（以下「前払金」という。）の返還を当該前払輸入契約に基づき請求した場合において、次条第1号から第11号までのいずれかに該当する事由によって当該前払金の返還を受けることができないことにより受ける損失を、この約款（別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。）の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p>	<p>(てん補危険)</p> <p>第2条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者が、この証券記載の前払輸入契約（以下「前払輸入契約」という。）に基づいて輸入貨物を輸入することができなくなり、かつ、当該前払輸入契約に基づいて当該輸入貨物の船積期日前に支払った代金又は賃借料（以下「前払金」という。）の返還を当該前払輸入契約に基づき請求した場合において、次条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由によって当該前払金の返還を受けることができないことにより受ける損失を、この約款（別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。）の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p>	
<p>(てん補事由)</p> <p>第3条 前条に規定するてん補事由は、次のとおりとする。</p> <p>一～九 (略)</p> <p><u>十 前払輸入契約の相手方についての破産手続開始の決定に準ずる事由（支払不能の事実が公的機関により明らかにされた場合に限る。）</u></p> <p>十一 前払輸入契約の相手方の3月以上の前払金に係る債務の履行遅滞（被保険者の責めに帰することができないものに限る。）</p>	<p>(てん補事由)</p> <p>第3条 前条に規定するてん補事由は、次のとおりとする。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 前払輸入契約の相手方の3月以上の前払金に係る債務の履行遅滞（被保険者の責めに帰することができないものに限る。）</p>	

<p>(損失額)</p> <p>第4条 第2条の損失の額は、保険価額（前払金の額をいう。以下同じ。）のうち、被保険者が前条各号のいずれかに該当する事由により前払金の返還期限（前条第11号に該当する事由によるときは、前払金の返還期限から3月を経過した時）までに返還を受けることができない前払金の額から、次条各号の金額を控除した残額をいう。</p>	<p>(損失額)</p> <p>第4条 第2条の損失の額は、保険価額（前払金の額をいう。以下同じ。）のうち、被保険者が前条各号のいずれかに該当する事由により前払金の返還期限（前条第10号に該当する事由によるときは、前払金の返還期限から3月を経過した時）までに返還を受けることができない前払金の額から、次条各号の金額を控除した残額をいう。</p>	
<p>(てん補責任額)</p> <p>第6条 日本貿易保険がてん補すべき額は、損失額から、被保険者が第14条第1項又は第2項の規定による義務の履行を怠った場合に被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額又は賠償を受けることができたと認められる金額を控除した残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額とする。ただし、次の割合を限度とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第3条第9号から第11号までのいずれかに該当する事由の場合には100分の90</p>	<p>(てん補責任額)</p> <p>第6条 日本貿易保険がてん補すべき額は、損失額から、被保険者が第14条第1項又は第2項の規定による義務の履行を怠った場合に被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額又は賠償を受けることができたと認められる金額を控除した残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額とする。ただし、次の割合を限度とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第3条第9号又は第10号に該当する事由の場合には100分の90</p>	
<p>(損失発生等の通知義務)</p> <p>第13条 被保険者は、損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を知った日から1月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知（以下「損失発生通知」という。）しなければならない。</p> <p>2 被保険者は、前払金の返還の期限までに前払輸入契約に基づく前払金の返還が行われず、第3条第11号の事由による損失を受けるおそれのある場合には、前払金の返還の期限から1月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知（以下「危険発生通知」という。）しな</p>	<p>(損失発生等の通知義務)</p> <p>第13条 被保険者は、損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を知った日から1月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知（以下「損失発生通知」という。）しなければならない。</p> <p>2 被保険者は、前払金の返還の期限までに前払輸入契約に基づく前払金の返還が行われず、第3条第10号の事由による損失を受けるおそれのある場合には、前払金の返還の期限から1月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知（以下「危険発生通知」という。）しな</p>	

<p>なければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>なければならない。</p> <p>3 (略)</p>	
<p>(保険金の請求)</p> <p>第22条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の請求は、次の各号に定められた期間内に行うものとする。ただし、日本貿易保険が特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>一 第3条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由による損失がてん補される場合にあつては、第13条に定める損失発生の通知をした日以降、前払金の返還の期限から9月以内</p> <p>二 第3条第1号の事由による損失がてん補される場合にあつては、第13条に定める危険発生の通知をした日以降かつ前払金の返還の期限から3月を経過した日以後、前払金の返還の期限から9月以内</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(保険金の請求)</p> <p>第22条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の請求は、次の各号に定められた期間内に行うものとする。ただし、日本貿易保険が特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>一 第3条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由による損失がてん補される場合にあつては、第13条に定める損失発生の通知をした日以降、前払金の返還の期限から9月以内</p> <p>二 第3条第10号の事由による損失がてん補される場合にあつては、第13条に定める危険発生の通知をした日以降かつ前払金の返還の期限から3月を経過した日以後、前払金の返還の期限から9月以内</p> <p>3～5 (略)</p>	
<p>(保険金請求権の消滅時効)</p> <p>第23条 保険金請求権は、前払金の返還の期限（第3条第1号の事由による損失がてん補される場合にあつては、前払金の返還の期限から3月を経過した日）から3年を経過した場合、時効により消滅するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険金請求権の消滅時効)</p> <p>第23条 保険金請求権は、前払金の返還の期限（第3条第10号の事由による損失がてん補される場合にあつては、前払金の返還の期限から3月を経過した日）から3年を経過した場合、時効により消滅するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	

<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p>		
---	--	--